財務省　平成28年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分 区分	提案区分 分野	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例（まとめる）> 団体名	支援事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 見解	補足資料
77	B 地方に対する規制緩和	その他	国直轄事業を都道府県が行う場合（施行事務事業）の会計法の見直し	国の直轄事業を都道府県が受任する場合、会計法の会計年度の規定により、入札・契約事務等について、会計法及びその他の会計に関する法令の規定を適用することとされている。 一方、都道府県では地方自治法や地方自治法施行令及び規則に規定する会計規則等によって事務を行っている。 今年度、本県において環境省の国立公園等整備事業を受任し実施する予定であるが、入札等時期において、県の規則と国、環境省が定める基準が異なっていて、円滑かつ効率的な事務の執行に支障を来している。 【支障事例】 本県では県自然基金1億円以上の工事について住人札価格調査制度を実施している。 今年度工事予定箇所のうち非海外、内1件保証1億円未満の工事であるが、施行委任で行う場合、住人札価格調査制度の対象となる（1,000万円以上）が対象。 住人札価格調査を行った場合、国の規定に基づいて調査を行い、履行されないおそれがあると判断した場合は契約審査委員に意見を求めるなど契約締結までに時間がかかり、工事遅延が発生してしまう。 （県の住人札価格調査制度では契約までにトータル約半年程度、要している。） 事業者側も事前提示や住人札価格で契約した場合には、監督者の管理が必要になるなど、県、事業者ともに負担が大きい。 また、県の入札事務で行っている、予定価格の事前公表（事前開示による不正防止）や最低制限価格の設定（ダンピングの防止）が適用できない状況の支障も生じる。 【参考】 過去に同事業を受任した19都道府県300件の契約において会計検査院から地方自治法施行令では規定があるが、国の会計法令に規定のない最低制限価格が設定されていたとの指摘を受けている。	施行委任された工事と県工事の事務手続きが統一化されることで、入札・契約事務の効率化及び迅速化が図られ、事務の軽減がなくなる。また、発注者側によっても負担がなくなる。	会計法第29条の6の第1項、第40条第2項 ・予算決算及び会計令第79条、85条 ・地方自治法施行令167条の10第2項 ・国立公園等整備事業実施要綱 ・国立公園等整備事務取扱要領 ・工事請負契約等に係る予算決算及び会計令85条の基準の取扱いについて（改正　平成27年10月1日環境省通知151001４号）	総務省、財務省、環境省	島根県、中核地方知事会	横浜市	○【支障事例】 本県では、住人札価格調査制度の対象とする総額工事は、契約予定価格が5億円以上のものとしている。 しかし、国直轄（施行委任）事業では、契約予定価格が1,000万円を超える総額工事は、住人札価格制度を適用することとなっており、住人札価格調査基準価格を下回った場合、資料作成、事情聴取、契約審査会の審査に係る事務手続きが必要となる。 平成25～27年度に、本県が実施した施行委任事業に係る工事入札7件のうち、4件が調査基準価格を下回り、調査及び審査事務に約1ヶ月を要し、事務負担の増加だけでなく、工事遅工が避けられない事態が生じた。 また、県の入札制度に則った場合には国総制限価格を下回り失格となる事者が、落札者となると、同一発注機関で為さるこしかわからず、取扱いが違うことで入札業者の混乱が生じている。 ○【支障事例】 本県では総事入札の5%、予定価格1億円以上のものについてのみ住人札価格調査制度を適用し、予定価格1億円未満のものについては最低制限価格制度を適用している。しかし、施行委任で行う場合は1,000万円以上のものについて住人札価格制度の適用となる。 施行委任において住人札価格調査を行った場合、国の規定に基づいて調査を行い、履行されないおそれがあると判断した場合は契約審査委員に意見を求めるなど契約締結までに時間がかかり、工事遅工が続いてしまう。（県の住人札価格調査制度では契約までに9月程度を追加で要する。）事業者側にも資料提出が要求されるほか、基準価格を下回る事者と契約する場合は追加の技術者配置が要求されると、県・事業者とも負担が生じる。 また県の入札事務において行われている予定価格の事前公表ができないことから、予定価格を探ろうとするような不正な動きの防止ができないことから、最低制限価格の設定ができないことから未知なるダンピングの防止ができないといった支障が生じる恐れがある。	会計法（昭和22年法律第35号）第40条第1項、第2項及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第140条に基づき、本規案における国の直轄事業は、都道府県の知事又は知事の指定する職員（以下、都道府県知事等）が国の会計事務を行うこととされており、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第1項第1号に規定された第1号法定受託事務に位置づけられている。 地方自治法等では、会計法令と異なる規定が一部あると承知しているが、都道府県知事等におかれては、国の会計事務を全令に則り、適切に行われたい。	・地方自治法や地方自治法施行令等では、自治体の状況を踏まえ、予定価格の事前公表や最低制限価格の設定が認められているが、国の直轄事業を都道府県が施行委任を受けて実施する場合、都道府県が施行主体であるにも関わらず、国の会計法に則らなければならないことを、事務負担の増加や工事遅工の遅れ、同一発注機関であるにも関わらず、取扱いが違うことで、入札業者の混乱が生じることなどが危惧される。 ・会計法の見直しについて、検討の上、可否の理由を示していただきたい。	—
228	B 地方に対する規制緩和	その他	財政融資資金地方資金の借入における借入金利方式の選択可能期間の変更	財政融資資金地方資金の借入における借入金利方式の選択可能期間について、各団体が金利情勢等を考慮し借入時期に選択できるよう見直して欲しい。	【支障事例】 財政融資資金地方資金の借入について、固定金利方式、利率見直し方式（5年および10年毎）の方式があるが、方式の選択時期が即年度末となっている。 本来では、利率見直し方式（5年毎）を選択しているが、平成27年度債の借入（平成28年3月）において、現下の低金利情勢を勘案し、固定方式を選択した。 金利や利率見直しの時期の延長を検討したところであるが、平成27年度債の借入金利方式の選択は平成27年3月末でご本願を行うことされていたことから、金利情勢を踏まえた変更を行うことができなかった。 なお、地方公共団体金融機構については、即年度の4月が借入金利方式の決定期限となっており、金融機関は借入時に決定している。	各団体が借入時期における金利情勢等を考慮し、選択を行うことが可能となり、公債費負担軽減が図られる。	地方自治法 平成27年度財政融資資金地方長期資金等借入の手引（財務省臨時財務支局）	財務省	長崎市		秋田市、福島県、猪子市、千葉市、東海市、大阪市、堺市、大村市、玉島市	—	財政融資資金に係る融通条件（借入年限や借入金利方式の選択等）は、前年度8月末に、各財政機関等から提出される要望に基づき、政府予算案の決定時（通常は前年度12月）に、財投機関債の融通条件と、それを踏まえた財政債の発行年限を決定（ただし、地方公共団体については、例外的に借入金利方式の変更を前年度末まで認め、地方公共団体の利便性に配慮。）。 27年度財政投融資計画の運用額（決算ベース）は8兆円の5、地方公共団体に係る運用額は3.1兆円（35.2%）を占めているところ、各団体の借入時期まで、借入金利方式の選択が延ばされることとなれば、必要となる財政融資の融通年限への影響が大きく、財政融資資金全体のALM（資産負債管理）上の問題に及ぶため、要望にお応えすることは困難である。	ALM（資産負債管理）を適正にコントロールし、地方公共団体に低利で融資していただいていることは理解できるが、地方の厳しい財政状況や他の機関における選択時期を踏まえつつ、選択時期を少しでも延期してできる方検討をお願いしたい。	—
273	B 地方に対する規制緩和	その他	財政融資資金における起債前貸制度の変更	財政融資資金における起債前貸制度について、事業完了までの間つなぎ資金として事業費部分の円滑化を図るために設けられた制度であるが、年度ごとに出来高に応じた貸付制度（起債前貸ではなく本貸付）に変更する。	財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第26条により、貸付対象事業が完了した後すなわちなれば、貸付けを受けることができない。 そのため、複数年度にわたる貸付対象事業においては、事業進捗の円滑化を図るため、つなぎ資金を貸し付ける起債前貸制度が設けられているところであるが、事業完了前提つなぎ資金（起債前貸）を利息を付して返済し、新たに普通地方長期資金（本貸）に借り換えることになっており、事務手続の複雑化及びつなぎ資金にかかる借入利息の負担が生じている。	年度ごとに出来高に応じた貸付制度に変更することにより、事務手続の負担軽減及びつなぎ資金にかかる借入利息の負担軽減を図ることができるもの。 ※機構資金については、現行制度において出来高に応じた貸付となっている。	財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第26条	財務省	池田市	財政融資資金地方資金借入等の手引き平成27年度分（財務省近畿財務局）の17ページ、26ページ	福島県、茨城県、猪子市、埼玉市、千葉市、大阪市、八尾市、岡崎市、伊丹市、宝塚市、上郡町、姫路市、加古川市、三木市、延岡市	○財政融資資金の起債前貸で借り入れた資金に係る利息については、普通交付税の基準財政需要額（単純算入分）の算定対象とされないため、過疎対策事業、辺地対策事業等、未来で負担は基準財政需要額に算入される今年事業であっても、時期利息分については算入されず、当当年の負担額となっている。 ※機構資金等の出来高に応じた貸付であれば算定対象とされるため、貸付によって差異が生じている。	地方公共団体の起債は、特定の目的に限って認められているところ、当該目的は、貸付対象事業の完了により初めて達成されたことから、財政融資資金の貸付に当たって貸付対象事業の完了を確認することが必要だと考えている。 起債前貸制度については、事業完了までの間のつなぎ資金が必要となる場合に貸付を行っているものであり、財政融資資金の調達コスト等を賄うための利息の徴収が必要となるが、その利率は長期資金の場合と同じ。 また、事業完了段階での起債前貸から長期資金への借り換えに当たって必要となる事務手続については、27年度の地方分権改革提案を踏まえ、既に提出書類の簡素化等を行っており、必要最小限の手続となっていると考えている。	ご回答の趣旨や提出書類の簡素化等を行っていただいていることは理解するが、一方で、地方債資金の分割上問じ分的資金に分割される地方公共団体金融機構資金においては、依然より、年度ごとに出来高に応じた貸付制度を実施していただいているところ。 また、事業完了の前段階であっても、地方自治法に基づき部分払が認められているところであり、当該支出の財源として、一時貸付ではなく長期貸付としていただくような制度の見直しの検討を引き続きお願いしたい。	—
274	B 地方に対する規制緩和	その他	財政融資資金における貸付期間の変更	財政融資資金の普通地方長期資金の貸付において、明許繰越する事業に係るもの（以下、「繰越明許分」という）については、繰越年度の5月末日まで借り入れることができるよう制度を変更する。	財政融資資金における普通地方長期資金の貸付については、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第26条により、貸付期日の延長期限が貸付実施された翌年度の5月末日となっている。 そのため、3月下旬完成予定の繰正繰越分については、事業が（ほぼ完成）の状態で、国庫補助金の実績報告提出に基づき、3月中旬に借り入れの申込みをしなければならず、事業完了後に国庫補助金の実績報告を提出し、国庫補助金の確定額が実績報告を見込額から減額となった場合は、補助裏債（国庫補助事業の地方負担分）に対する起債（の借入対象額も減額となり、結果、借入額に超過が発生することとなる。 ・そこで、借入額に超過が発生するリスクに備え、国庫補助金の実績報告見込に基づき算出した借入対象額から、安全を見て借入申込額を圧縮する検討を余儀なくされている。	繰越年度の5月末までの借り入れができるようになれば、実績報告の確定後に借り入れてできため、超過額の発生リスクを回避できるようになる。 ※機構資金については、現行制度において繰越年度の5月末日までの借り入れが可能となっている。	財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第26条	財務省	池田市	財政融資資金地方資金借入等の手引き平成27年度分（財務省近畿財務局）の10ページ	小樽市、宮古市、福島市、茂城県、猪子市、保木市、三条市、上越市、姫路市、八尾市、宇良市、伊丹市、岩高市、大阪府、玉島市、防府市、大村市、延岡市	○本市においても同様のケースが発生しており、特に国の補正予算に基づく補正予算案の発行について、安全を見て発行を検討するケースがあり、その場合、普通交付税算定の基準財政需要額への算入が減額となるため、地方負担が追加で発生することとなっている。	「財政融資資金の長期運用に関する特別措置に関する法律」第3条においては、長期運用予定額の縮減した額は翌年度とされている。これは、財政対象機関の事業については、その性質上、国の予算の対象となっている事業に比べ弾力的に運営する必要があることから、長期運用予定額にかかる財政融資資金年度を越えて新たに長期運用することができるよう、財政融資資金の繰越しを定めているものである。 こうした定めを受け、「資金の管理及び運用の手続に関する規則」においても、普通地方長期資金等の貸付について、年度を越えて3月末日まで貸付期日の延長を認めていることろである。本提案の実現のために仮上記の法律及び規則の改正が必要となり、運用規律維持の観点から、貸付期日の更なる延長を認めることは適切ではなく、当該改正は困難と考える。	ご回答の趣旨は理解するが、一方で、地方債資金の分割上問じ分的資金に分割される地方公共団体金融機構資金においては、依然より、現行制度において繰越年度の5月末日までの借り入れを認めていただいているところ。 また、明許繰越する事業であっても、地方自治法に基づき翌年度までの出納整理期間が設けられているところであり、地方自治体の出納整理期間に合わせた借り入れができるよう制度の見直しの検討を引き続きお願いしたい。	—
32	B 地方に対する規制緩和	その他	国税連携システムにおける データ送信方法の見直し	所得税の申告情報が地方団体へ データ送信される国税連携システムについて、電子申告（e-Tax）データについても書面申告したデータと同様に、税務署で処理した後のデータが地方団体へ送信されるようになると、国税連携システムのデータ送信方法の見直し	国税連携システムにおいては、納税者が電子申告（e-Tax）を行ったデータが各地方団体の中ーバへ自動的に送信される仕組みが採られており、都では個人事業税の課税事務で活用している。 しかし、納税者が送信した誤った申告情報を税務署で審査し、国税総合管理システム データベースに登録することなく当該申告情報が削除された場合、地方団体に「誤り」が削除されたとい う情報がデータ送信されないため、有効な申告であるとの判断 し、本来、課税してはならない事に対し、誤った課税がなされてしまうおそれがある。 また、納税者が本来申告すべきでない税務署へ電子申告（e-Tax）した場合、正しい地税事へ申告情報を移す税送信規が税務署間で行われるが、地方団体へは「移送処理した」というデータが送信されないため、有効な申告であると判断し、他の地方団体から本ご事に課税されてしまうおそれがある。 そのような事態を防ぐため、都では、送信されないデータ を税務署から紙媒体で提供を受け、自総申告時に自動送信されたデータとの突合作業を行っているが、約4ヶ月の作業日数や官用負担が発生している。	データ送信の方法を見直すことにより、二重課税等の課税誤謬が減少し、税制度に対する納税者の信頼を高めることができる。また、地方団体については、不要な調査事務が減ることで事務の効率化が図れるとともに、公平・公正な課税事務の遂行を実現することができる。	所得税申告書等の地方団体への電子的送付に係る報告事項について（平成22年6月28日付税総企第72号税務省自治税務局企画課長通知）	総務省、財務省	東京都	—	北海道、茨城県、大田区、大阪府、相市、愛媛県、江戸川区、神奈川県、静岡県、北海道、愛知県、岡崎市、延岡市、沖縄県	○本県でもこれまで税務されたデータ を基に課税したケースはほとんどないが、移送による二重課税は未然に防止している。納税者から問合せがあり、紙で処理できない状況で有り、適正な課税事務を行うためにも健全性確保が必要。	・e-Taxで提出された申告書データ等の地方団体への送信タイミングについては、関係当局の検討の中で、早期処理の観点から納税者が送信し正常に受け付けられた時点でデータ連携を行う仕様としたという経緯がある。 一度に「税務署で処理した後にデータ連携」する方式に変更した場合、地方団体側への送信時期が遅れることとなるため、データ送信方法の見直しについて、地方団体側の意見が無視されることが必要。 システムの改修等の対応については財務省において検討されるものと考えるが、総務省としても、関係地方団体がきっちりと地方税事務の処理に支障をきたさないような見直しのあり方について、地方団体の意見をよく伺って欲しいなと。	申告書データ等の地方公共団体への送信のタイミングを早期処理の観点から納税者の送信時点に合わせた仕様にされているが、二重課税の恐れという最初型定されていなかった実態が生じており、課税に正確を期すことこそが重要であるこから、今回送信方法の見直しを求めているものである。 送信方法については、例えば、現行のデータ送信はそのまま残しつつ、税務署で処理した後の適正なデータを即座送信することや、税務署で処理したデータを即座送信することなども考えられる。 各府省の回答のとおり、地方の意向確認を早期に実施していただくとともに、それを踏まえた具体的な検討スケジュールについてもお示しいただき、提案の実現に向け取り組んでいただきたい。 なお、システムの見直しに当たっては、国税連携システムの開発・運用主体である一般社団法人地方税電子化協議会だけではなく、地方公共団体が参画する検討会を設けるなどして意見を聞き、地方公共団体の事務処理に支障をきたさないような見直しを行っていただきたい。	—

財務省　平成28年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成28年12月20日閣議決定）抜粋中便 ※平29対応方針：平29.12月閣議決定に記載があるものは当該項番を＜平29＞として併記 ※平30対応方針：平30.12月閣議決定に記載があるものは当該項番を＜平30＞として併記	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
77	－	－	－		会計法は、国の予算の執行に関する手続きを定める法律であり、国の予算の執行については、統一性、厳正性及び公正性が求められることから、当該会計事務を行うのが都道府県であるとの理由から特例を認めるものではないと考えている。 会計法第46条第1項に基づき都道府県職員が国の会計事務を行う場合には、予算決算及び会計令第140条第3項に基づき、あらかじめ都道府県知事の同意が必要となっているため、都道府県が実施するにあたって支障があると考える場合は、同意の際に当該予算の執行の実にあたる各省各庁の長と必ず相談いただきたい。						
328	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		財政融資特別会計は民間金融機関と異なり、利ざやをとらずに収支相償で低利・長期の融資を実施している。このため、貸付と関連のキャッシュフローのギャップの拡大による金利変動リスク（金利の変動によって損益が変動するリスク）が発生した場合には財政融資特別会計の収支差益を財にこからん、金利選択時期の変なる後倒しにおロスすることは困難であると考えている。 （地方公共団体の都合により借入実行時までに借入金利方式の選択時期を遅らせた場合、個々の地方公共団体が金利変動リスクを回避できるが、取引の相手方である財政投融資特別会計にまとめて集積されることとなる。） （参考） 財政投融資特別会計（財政融資資金勘定）においては、年末に財政投融資計画を策定する際に、独立行政法人及び地方公共団体等への貸付けのキャッシュフローに見合うよう、関連である財政投（振）のキャッシュフローで調整することを基本としてALMを実施し、金利変動リスクの軽減を図っている。 ただし、財投債の発行年限は、現在、5年や10年、20年といったものに限られていること、貸付けの大半が市等信託型のキャッシュフローであるのに対し、財投債が通常一括償還型のキャッシュフローであることから、年度別の資産と負債のキャッシュフローのギャップが依然存在し、金利変動による収支への影響は完全に遮断されてはいない。 こうしたなか、地方公共団体の借入金利方式の変更については、独立行政法人等と同様、前年度8月末に、していたが、地方公共団体の財便性に配慮し、例外的に前年度末末で認めているところである。更なる後倒しについては、財政投融資特別会計において更なる金利変動リスクを許容することとなることや、独立行政法人等の取扱いとの関係から困難であると考えている。						
273	－	－	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		出来高に対する長期貸付の実施に係るご見解については、先般の回答で申し述べたとおり、地方公共団体の起債は、特定の目的に基づて認められているころ、当該目的は、貸付対象事業の完了により初めて達成されることから、財政融資資金の貸付けに当たって貸付対象事業の完了を確認することが必要だと考えている。 つなぎ資金（起債前貸）に係る借入利息の負担が生じているとのご見解については、①起債前貸の後に長期貸付を借り入れた場合と、②長期貸付のみを借り入れた場合を、同一の起点で単純に比較すれば、①の方が起債前貸の金利負担だけ多くなる。ただし、毎方でお求しいしる長期貸付の償還期間（借入期間）は上限であり、例えば、地方公共団体が貸付対象事業の借入利息の総額などを考慮し、半年毎に定めている償還期限を前倒し（借入期間を短縮）することは可能である。 なお、仮に、起債前貸に代えて出来高に対する長期貸付を行う場合、財務局において、事業内容や起債規等の審査などが、これまでにはに多大な時間を要することとなり（起債前貸の貸付実績は年間数千件）、限られた人員や時間の制約がある中で対応することは、極めて困難であることをご理解頂きたい。						
274	【埼玉市】 繰機や民間資金については5月末までの借入が可能となっており、運用規律維持と地方自治体の借入実質円滑化の両立を図るよう要請する。	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		長期運用予定額は、「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第2条において、毎会計年度、国会の議決を要することされている。この長期運用予定額について、同法第3条は、繰越しの期限を翌年度としており、繰数款の繰越しは認められていないことから、貸付期日の変なる延長を認めることは困難であることをご理解いただきたい。						
32	【神奈川県】 神奈川県としては、国税の事務処理をできる限り迅速に行う必要があるため、e-Taxで提出された申告書データを地方団体に送信するタイミングは現行どおりとしていただきたい。 また、個人事業税の課税事務を適正に行うため、地方団体に送信される申告書データに次の情報を連携するようお求める。 ・e-Taxで提出された申告情報を税務署で審査し、国税総合管理システムデータベースに登録することなく当該申告情報が削除された場合における当該削除情報 ・未来申告すべきでない税務署にe-Taxで提出された申告情報を移送処理した場合における当該移送情報 【静岡県】 ・本要望の主旨は「税務署で処理した後にデータ連携」することではなく、署面申告データと同様に、「削除された」及び「他の税務署に移送処理した」などの税務署処理後のデータを別途提供することであり、これについては他の地方公共団体も支障はないと考える。	－	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、データ送信の遅れが生じることには、留意されたい。		国税連携システムを運用している国税庁及び地方税電子化協議会と地方団体が参画する検討会を開けるなどして、地方団体の意見を反映って参りたい。 ・同システムのスキームについて変更する場合、システム改修内容によって検討や改修にかかる期間が異なってくるため、今後のスケジュールについては、ご提案の内容も踏まえ検討の場で協議を行う必要があると考える。	＜平29＞ 4【財務省】 （1）地方税法（昭25法226） 所得税申告書等の地方公共団体への電子的送付については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、税務署で処理した後のデータの送信方法等を見直すことについて検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係省：総務省） ＜平29＞ 6【財務省】 （1）地方税法（昭25法226） 所得税申告書等の地方公共団体への電子的送付については、データ送信方法等を見直し、平成31年から、税務署が受け付けた当初データに加えて、税務署において課税に利用しなかった場合、その旨の情報等を追加したデータを地方公共団体に送付することとする。 （関係府省：総務省）	システム改修	平成31年1月4日 システム運用開始 （実施済み）	地方公共団体、地方税電子化協議会及び関係府省庁間で協議を行った結果、平成31年1月から、納税者が国へ所得情報を入力し、国税総合管理システムデータベースに登録・管理しないことする場合であっても、税務署が受け付けた当初データ一式に加えて、税務署が課税に利用しなかった情報等を付加した申告データを改めて送信するようシステム改修を実施することとした。 ・同システム改修について、システム連動テストを実施し、データが正常に連携されたことを確認するなど、平成30年12月末までに運用開始に向けた開発等の作業行程を全て完了し、平成31年1月に運用を開始した。	